

まさき文化祭作品募集

10月24日(土)・25日(日)、文化センターを主会場に開催する「第40回まさき文化祭」の出品を募集します。個人やグループでぜひ出展ください。

◎募集品目・規格

- 日本画(軸表装か額装20号以内)
- 洋画(額装20号以内)
- 写真(4切以内、ワイド4切可)
- 書道(軸表装か額装半折以内)
- 短歌(色紙かけ)
- 俳句・川柳(短冊に限る)

絵手紙、人形、手芸、陶芸、その他
※作品は1人1点とします。



◎申込期間

8月3日(月)～8月28日(金)
平日8時30分～17時15分

◎申込先

社会教育課生涯学習係

☎985-4135

国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入保険者は、月額1万5590円の保険料に400円の付加保険料を追加して納付すると、将来の受給額を増やすことができます。

付加年金の年金額は200円×付加保険料納付月数です。例えば、1年間(計4800円)付加保険料を納付すると、付加年金額は2400円です。その後、毎年2400円ずつ上乘せされるの

で、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金を受け取ることができます。ただし、国民年金基金加入者は対象外です。

▼申し込み方法 年金手帳(または納付書)と認め印(シャチハタ不可)を持参して、役場か年金事務所です手続きしてください。

◎町民課住民係

☎985-4106

松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

詐欺などには気を付けて早めの手続きを 臨時福祉給付金の申請

消費税引き上げの影響などを踏まえ、臨時福祉給付金を支給します。申請用紙は、支給の対象となる可能性のある人へ郵送します。

▼支給対象者 原則、次のいずれにも該当する人

- ①平成27年1月1日に松前町の住民基本台帳に記録されている人
- ②27年度町民税(均等割)が課税されていない人

▼支給対象外となる人

- ・27年度町民税(均等割)が課税されている人の扶養親族など
- ・生活保護の被保護者

▼支給額 対象1人につき6千円

▼申請受付期間 8月11日(火)～

12月11日(金)

▼申請方法 申込書に同封されて

いる返信用封筒を使って返送してください。

◎振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意してください

自宅や職場に、町や厚生労働省の職員をかたり▽ATMの操作を依頼する▽給付金手数料の振込みを依頼する▽世帯構成や銀行の口座番号を聞く▽などの電話や郵便があれば、迷わず連絡してください。

◎福祉課障がい福祉係

(臨時福祉給付金のこと)

☎985-4112

税務課町民税係

(町税のこと)

☎985-4110

警察相談専用電話 #9110

障がい福祉サービスなどの 対象の疾病が拡大しました

平成27年7月1日から、障がい福祉サービスなどの対象となる疾病(難病)が151種類から332種類に拡大されています。

対象となる人は、障がい者手帳を持っていないくても、必要と認め

られたサービスが利用できます。

対象の疾病や詳しい手続き方法については、直接お問い合わせください。

◎福祉課障がい福祉係

☎985-4112

平成27年度敬老事業 敬老上方お笑いオンステージ

町制施行60周年記念の敬老事業として、「敬老上方お笑いオンステージ」を開催します。

本ステージおなじみの「横山たかし・ひろし」(横山たかしは出身、横山ひろしは今治市出身)と気鋭の若手落語家「桂三幸」(西高柳出身)が、今年もそろって元気な笑いをお届けします。

- ◎日時 9月19日(土)14時～15時30分(開場13時30分)
- ◎会場 文化センター 広域学習ホール
- ◎出演



横山たかし・ひろし (漫才) 笑福亭鉄瓶 (落語) 桂三幸 (落語) 天然もろこし (漫才)

- ◎対象 町内在住のおおむね65歳以上の人
- ◎参加 事前申し込みは不要です。当日直接会場へお越しください。※入場は先着順です。満席の場合は入場制限を行うことがあります。
- ◎入場料 無料
- ◎送迎バス ひまわりバスの停留所を目安に、送迎バスを運行予定です。希望者は9月10日(木)までに、下記へ電話してください。

◎健康課地域包括支援センター係
☎985-4205

知っていますか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

どちらの手当にも、受給要件や所得制限があります。詳しくは、それぞれの担当係にお問い合わせください。

■児童扶養手当とは?

次の条件にあてはまる児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの人、障がいのある場合は20歳未満)を監護している父または母(父の場合は、生計を同じくしていることが必要)または父母に代わってその児童を養育している養育者(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)に支給する手当です。

- ①父母が離婚した ②父または母が死亡した ③父または母に重度の障がいがある
- ④父または母の生死が明らかでない ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎(妊娠)した ⑨父母ともに不明である

手当を受給するには▶▶役場への申請が必要です。認定されると、請求月の翌月分から受給できます。 ◎福祉課児童福祉係 ☎985-4114

■特別児童扶養手当とは?

20歳未満の心身に障がいのある児童を監護している父母または養育者に支給される手当です(施設入所者除く)。 ◎福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

戦没者合同慰霊祭

戦争で亡くなられた多くの犠牲者のご冥福を祈り、平和への誓いを新たにするため、戦没者合同慰霊祭を開催します。

日時 8月18日(火)
9時30分～
(受け付け 9時～)

場所 文化センター2階
ふれあい展示室

◎福祉課障がい福祉係

☎985-4155



平成 28 年度採用

松前町職員を
募集します

◆1次試験

9月20日(日) 9時30分～

役場または松前総合文化センター

◆試験区分・採用予定数

一般事務(社会人経験者) 1人程度

◆申込期間 ①・②を除く8時30分～17時15分

8月7日(金)～19日(水)

(郵送の場合は8月19日必着)

●受験資格

- ①日本の国籍を有する人
 - ②地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人
 - ③昭和40年4月2日以降に生まれた人
 - ④民間企業などにおける職務経験(※)が直近7年中5年以上(平成27年7月末現在)ある人
- ※会社員・団体職員・自営業者など(アルバイト、契約社員などを含む)として、フルタイムで週30時間以上の勤務を1年以上継続した期間が該当します。職務経験が複数ある場合は通算しますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限りません。最終合格後に職歴証明書を提出してもらいます。

●試験方法

第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

- 【1次試験】社会人基礎試験(①職務基礎力試験、②職務適応性検査)、事務適性検査
【2次試験】口述試験、作文試験

四国・愛媛



恵み、めぐるまち、まさき。

●申込書などの入手方法

- ①町ホームページからダウンロード
A4両面印刷をしてください。
- ②郵送請求
封筒の表に「一般事務(社会人経験者) 請求」と朱書きし、返信用封筒(長形3号サイズ。あなたのあて先を明記し、92円切手を貼ったもの)を同封して、簡易書留で総務課へ送ってください。
- ③窓口請求 役場総務課で交付します。

●申し込み方法

原則、郵送でお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。

申し込み受け付け後、受験票を交付します。8月28日(金)までに受験票が届かない場合は、総務課へ連絡してください。

※ホームページからは申し込みできません。

《必要書類》

- ①必要事項を記入した申込書
- ②アピールシート
※1次試験の可否の判定や2次試験の面接で参考にします。
- ③写真(3カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格(縦45ミリ、横35ミリ)のもの)2枚
※1枚は申込書に貼り、もう1枚は申込書に添えて郵送してください。
- ④返信用封筒(長形3号サイズ。あなたのあて先を明記し、82円切手を貼ったもの)

※詳細は町ホームページ掲載の採用試験実施要領で確認してください。

【応募先・問い合わせ】

〒791-3192 松前町大字筒井631番地
松前町役場総務課職員係 ☎985-4113

無人ヘリコプターによる防除日程表(予定)

8	4	火	中川原
	5	水	中川原、出作、神崎、大間
	6	木	出作、神崎、徳丸、大間
	7	金	徳丸
	8	土	鶴吉、北黒田、南黒田、恵久美
	10	月	永田、東古泉
	11	火	大溝、横田
	24	月	北黒田、南黒田
	25	火	中川原、出作、神崎
	26	水	徳丸
	27	木	永田、東古泉
	28	金	大溝、鶴吉
	31	月	横田
9	9	水	中川原、徳丸

※雨天、強風時は順延(小雨決行)です。順延により、その後の防除日も変更する場合があります。

【水稲生産者の皆さんへ】
農薬を散布するときは、安全使用基準を確認し、周辺に飛散しないよう風向きに注意しましょう。
▼一斉防除日
・極早生品種(あきたこまち、コシヒカリなど)：8月9日(日)
・中生品種(こまる、ヒノヒカリ、クレナイモチなど)：8月30日(日)
▼無人ヘリコプターによる防除
左記の日程で行います。当日は、午前5時30分ごろから順次、防除を開始しますが、進み具合により翌日にずれ込む場合がありますので、ご了承ください。

【対象地区に住んでいる皆さんへ】
・立札の立っている圃場周辺には駐車しないでください。
・散布地区付近の人は洗濯物、ペットなどは散布が終了するまで出さないでください。
・散布時は、念のため窓を閉めておいてください。
※散布については、農薬安全使用基準を守り、安心・安全を第一に行います。
問 J A 松山市営農販売部
産業課農業振興係
☎985-4119
☎968-1218

病害虫の被害が増える時期
水稲出穂期防除にご協力を松前の
防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

自助・共助の力を高めよう
町総合防災訓練を行います

訓練を重ねることで、いざというときの備えができます。周りの人と声を掛け合い、みんなで訓練に参加して自助や共助の力を高めましょう。
※当日8時に訓練地震情報を町内放送します。本当の地震と間違えないようにしてください。

●緊急速報メール(エリアメール)を配信します

訓練では、地震発生を想定して携帯電話に緊急速報メールを送信します。設定によっては、マナーモードでも着信音を発しますので、注意してください。

●防災訓練

日時 9月6日(日) 8時～

場所 岡田小学校

内容 救出救助訓練、初期消火・消火器取扱訓練、応急救護訓練、地震体験車体験訓練など





みんなで受けよう 特定健診

保険課医療保険係
☎ 985-4107

町の医療費の状況

増える医療費

右の表を見ると、国民健康保険（以下「国保」）、後期高齢者医療保険（以下「後期医療」）ともに医療費が増えています。

医療費が増えると、皆さんの自己負担が増えるだけでなく、町が負担しているお金も足りなくなり、それを補うために保険税（料）をあげなければなりません。

医療費を節約するために

◎かかりつけ医をつくらう

紹介状なしでの大きな病院の受診は、特別料金がかかることがあります。かかりつけ医をつくり、気になることが相談できるようにしましょう。

◎できるだけ、時間外受診をさけよう

休日や夜間の救急病院は割増料金がかかります。やむを得ない場合以外は控えましょう。

健康的な生活を

国保、後期医療は、病気やケガのときに安心して医療が受けられるよう、加入者が保険税（料）を納め、医療費をみんなで支え合う制度です。

だからこそ、みんなで健康づくりを進めることが大切です。定期的に健診を受けて生活習慣を見直し、自分の体の状態を知りましょう。

新しい保険証は届きましたか

届いていない人は、期限切れ（7月31日まで）の保険証と印鑑を持ち、できるだけ世帯主本人が窓口に来てください（家族以外は渡せないことがあります）。
※70・75歳になる人、65歳になる退職被保険者とその被扶養者は有効期限が異なります。

平成26年度の年間医療費 ※（）は25年度との比較

	国保	後期医療
被保険者数	7,615人（-135人）	4,318人（+74人）
医療費総額	29.5億円 （+1.6億円） ↑up	42.2億円 （+1.0億円） ↑up
1人あたり医療費	38.7万円 （+2.7万円） ↑up	97.7万円 （+0.7万円） ↑up

医師が話す特定健診の大切さ

Interview

ある日突然命を落とす病気に心筋梗塞や脳卒中があり、その原因として喫煙、肥満、高血圧、糖尿病、高脂血症などが関与しています。その根底にあるのは「血管を傷める生活習慣」で、長年続けることにより病気が発症します。

発症前は特に自覚症状はなくても血管や体はすでに悲鳴をあげている場合が多く、その悲鳴に耳を傾ける事が健診を受けるといことです。

年に一度は健診を受け、自分の体の叫びを聞き、血管を傷める生活習慣を見直して、病気の発症を予防しましょう。

ただだ内科クリニック
武田政寛 先生

